

事故処理基準

令和6年1月22日

特定非営利活動法人 北の海の動物センター

目次

- 第1章 総則
- 第2章 事故等の発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当事業所の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当事業所の運航中の船舶に係る（１）～（４）に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び（５）の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- （１） 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という）。
- （２） 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。
- （３） 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害。
- （４） 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害。
- （５） 前記（１）～（３）の事象に至るおそれの大きかった事態。

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者補助者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「非常連絡表」により最寄りの海上保安署等に行うものとする。
- 3 運航管理者補助者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び営業所、事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、別表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者補助者の判断で、運輸局等及び海上保安本部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

あばしりネイチャークルーズ 非常連絡表

船 名 チバシリ
船舶衛星電話 870776058749
備付携帯電話 090-4423-3322

安全統括責任者	前田 光彦 網走市北1条東2丁目10-2 090-1646-7577
運航管理者 兼 船長	生田 駿 網走市字潮見338-18 090-4423-3322
運航管理補助者	二宮 直輝 090-2692-3638
	石川 新一 090-3294-2185
	樋口 タ子 090-3294-6466
	Douglas Braat 090-6095-9357
	小林 万里 090-8271-4973
	小林 駿 080-5270-9906

営業所 (業務委託事業所)	
(一社) 網走市観光協会	
網走市南3条東4丁目5-1 みなと観光交流センター内	
電話:	0152-44-5849
FAX:	0152-44-5844
会長	小澤 友基隆 090-8903-0402
専務理事	二宮 直輝 090-2692-3638
事務局長	山下 ひろみ 090-3399-8086
職員	石川 新一 080-3269-2185
職員	樋口 タ子 080-3294-6466

海上保安部	
最初の通報	118
網走海上保安署	
網走市南5条東6丁目	
電話:	0152-44-9118
FAX:	0152-61-2080

北海道運輸局関係	
北見運輸支局	
電話:	0157-24-7581
FAX:	0157-61-8248
釧路運輸支局	
電話:	0154-51-0057
FAX:	0154-51-0124
時間外	090-5224-8264
北海道運輸局 海上安全環境部	
運航労務監理官	
電話:	011-290-2773
FAX:	011-290-1031
時間外	090-5224-1410

網走警察署	43-0110
網走消防署	43-2221
網走市役所	44-6111
航空自衛隊	43-3666

医療機関	
網走厚生病院	43-3157
網走中央病院	44-8611
後藤田医院	44-6811
こが病院	61-0101
桂ヶ丘クリニック	61-6161

その他関係機関	
網走漁業協同組合	43-3386
漁業無線局	

《非常連絡事項》

全事故等に共通

- ①船名
- ②日時 ③場所
- ④事故等の種類
- ⑤死傷者の有無
- ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・海象

《事故処理組織》 ・ 総指揮: 前田光彦

・ 運航管理補助者の業務

- ①事故の実態把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、他救難に必要な事項に関する事。
- ②旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理他旅客対策に関する事。
- ③被災者の親近者への連絡及び世話、報道関係対応(発表を除く)

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名
- ②日時
- ③場所
- ④事故等の種類
- ⑤死傷者の有無
- ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・海象

事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（あるときは d 項） ④流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 －船舶衝突の場合－ ⑥相手船の船種、船名、総トン数、(用) 船主・船長名（できれば住所、連絡先） －船舶衝突の場合－ ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）
b	乗揚げ	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④船体、機器の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときは d 項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）

e	強取、殺人傷害暴行等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の指名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況
f	人身事故（行方不明を除く）	①事故の発生状況 ②死傷者又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が構すべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（1） 海難事故の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故の対する早急な救護
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（2） 不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（経営代表者のとるべき措置）

第7条 経営代表者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 経営代表者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに、経営代表者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

（事故処理組織）

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職務
経営代表者	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
運航管理補助者 若干名	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること。被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の対応（発表を除く。）救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

（医療救護の連絡等）

第9条 船長及び運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航補助管理者）は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「非常連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第10条 船長及び運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、運航管理補助者）は、事故の処理後、関係海上保安署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行なうとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。